

これっておかしくない??

～消費者被害情報をお寄せください～

消費生活ネットワーク新潟では、事業者の不当な勧誘行為、不当な契約条項、不当な表示について、消費者のみなさまからの情報提供をもとに、事業者に対する差止請求を行っています。

たとえば

- ◆アパートを引っ越した後、大家から、冷蔵庫の後ろの壁の電気焼けや、家具による床のへこみの修理代を請求された。
- ◆インターネットで注文したお試しの健康食品。試すだけだったのに、伺回も届く定期購入契約だった。
- ◆1年以上も先の晴れ着レンタル。契約2日後に解約したら、総額の2割のキャンセル料を求められた。

「これって、おかしくない？」と疑問に感じる契約内容や勧誘広告などがありましたら、ぜひとも消費生活ネットワーク新潟に情報をお寄せください。

情報提供の方法は、次のいずれかの方法でお知らせください。

【電話】 025-384-4021

【FAX】 025-384-4022

【メール】 ssnetwk@axel.ocn.ne.jp

※ いただいた情報は、当団体にて検討により、事業者に対する差し止め請求などの活動に利用させていただきます（検討の結果、差し止め請求ができない場合があります）。また、詳しい状況をお聞きするために、当団体からご連絡をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

※ 当団体では、個別の事例の救済や解決方法などに関する相談には応じておりませんので、お近くの消費生活センターなどにご相談ください。

消費生活ネットワーク新潟事務局 行

FAX 025-384-4022

《消費者被害の情報提供》

お名前	
日中連絡がつくお電話番号など	お電話番号 — — メールアドレス
事業者名	
情報提供の内容	

お持ちの書類（契約書、合意書、約款）などがありましたら、お知らせください。

- ・ 情報の内容によっては、詳細をお聞きする為に連絡させて頂くことがあります。
- ・ お寄せいただいた個人情報については、ご本人への連絡、情報収集などに使用し、他の目的に利用することはありません。